

○水産業協同組合法施行細則

昭和41年12月23日

規則第81号

水産業協同組合法施行細則をここに公布する。

水産業協同組合法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔昭和51年規則47号〕)

(定義)

第2条 この規則において「組合」とは、次の各号に掲げる者（第1号及び第3号から第5号までに掲げる者のうち、県の区域又はその区域を越える区域を地区とするものを除く。）をいう。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業協同組合連合会
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 水産加工業協同組合連合会

2 この規則において「組合員」とは、漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の会員をいう。

(一部改正〔昭和51年規則47号〕)

(設立の認可の申請)

第3条 法第63条第1項（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による設立認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事（海面において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合であって、沿海地区をその地区とするもの（以下「沿海組合」という。）に係るものに限る。）又は主たる事務所を所管する広域振興局長（沿海組合に係るものを除く。）（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 事業計画書
- (3) 設立経過報告書

- (4) 創立総会議事録の謄本
  - (5) 別に定める様式による役員選挙録、役員選挙投票録及び役員選挙開票録
  - (6) 役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格及び経歴の概要を記載した書類
- 2 前項第3号の設立経過報告書には、次の各号に掲げる事項を記載し、設立目論見書及び設立準備会議事録を添えなければならない。
- (1) 発起人の住所、氏名、組合員資格及び経歴の概要
  - (2) 設立目論見書の作成の経過
  - (3) 設立準備会に関する公告の年月日、事項及び方法
  - (4) 定款作成の経過
  - (5) 創立総会に関する公告の年月日、事項及び方法
- 3 漁業及びこれに付帯する事業を営む漁業協同組合の設立の認可の申請の場合にあっては、第1項各号に掲げる書類のほか、次条第5項各号に掲げる書類を添えなければならない。

(一部改正〔昭和46年規則67号・47年57号・平成15年43号・18年98号・19年4号・20年68号・22年23号・31年33号〕)

(定款の変更の認可の申請等)

第4条 法第48条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による定款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、主たる事務所を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 定款の変更の理由を記載した書類
  - (2) 定款の新旧条文の対照表
  - (3) 総会又は総代会の議事録の抄本
- 2 出資一口の金額の減少に係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 法第53条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことを証する書類並びに当該公告に係る計算書類（法第40条第2項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）
  - (2) 出資一口の金額を減少することについて債権者が異議を述べなかったこと又は債権者が異議を述べたときは、法第54条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことを証する書類

- 3 出資一口の金額の増加に係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、組合員全員の同意を経たことを証する書類を添えなければならない。
- 4 非出資組合を出資組合に変更することに係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、組合員全員が出資を引き受けることを証する書類を添えなければならない。
- 5 漁業及びこれに付帯する事業の経営に係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 漁業の名称、場所、時期及び漁獲物の種類を記載した書類
  - (2) 資金計画、事業計画を記載した書類
  - (3) 組合員の総数並びに操業に常時従事する予定の者の数及び操業に常時従事する予定の組合員の数を記載した書類
  - (4) 最近3年間における当該漁業の状況を記載した書類
  - (5) 法第17条第1項に規定する漁業協同組合であること及び同条第2項の規定による同意を経たことを証する書類
  - (6) 財産目録及び貸借対照表
- 6 手形の割引及び内国為替取引に関する事業の経営に係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 内国為替取引を取り扱うこととなる事務所における事務の分掌、職制及び職務権限を記載した書類
  - (2) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 7 法第48条第4項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による定款変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。
  - (1) 定款の変更の理由を記載した書類
  - (2) 定款の新旧条文の対照表
  - (3) 総会又は総代会の議事録の抄本  
(一部改正〔昭和46年規則67号・51年47号・61年56号・平成6年137号・15年43号・18年98号・19年4号・22年23号・31年33号・令和2年65号〕)

#### 第4条の2 削除

(削除〔平成19年規則4号〕)

#### 第4条の3 削除

(削除〔平成19年規則4号〕)

(資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の4 法第11条の3第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定により資源管理規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 資源管理規程謄本
- (2) 資源管理規程の設定の理由を記載した書類
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本
- (4) 法第11条の3第3項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- (5) 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定(以下「資源管理協定」という。)又は漁業法(昭和24年法律第267号)第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、資源管理協定又は漁業権行使規則等の謄本
- (6) 定款の抄本

2 法第11条の3第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定により資源管理規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 資源管理規程の変更の理由を記載した書類
- (2) 資源管理規程の新旧条文の対照表
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本
- (4) 法第11条の3第3項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- (5) 資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合にあつては、資源管理協定又は漁業権行使規則等の謄本

3 水産業協同組合法施行令(平成5年政令第328号)第3条第3項の規定により資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、別に定める様式による資源管理規程廃止届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 資源管理規程の廃止の理由を記載した書類
- (2) 総会又は総代会の議事録の謄本

(追加〔平成15年規則43号〕、一部改正〔平成18年規則98号・19年4号・22年23号・令和2年65号〕)

(信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の5 法第11条の5第1項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信用事業規程謄本
- (2) 信用事業規程の設定の理由を記載した書類
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本

2 法第11条の5第3項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信用事業規程の変更の理由を記載した書類
- (2) 信用事業規程の新旧条文の対照表
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本

3 法第11条の5第3項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信用事業規程の廃止の理由を記載した書類
- (2) 総会又は総代会の議事録の謄本

4 法第11条の5第4項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更届に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信用事業規程の変更の理由を記載した書類
- (2) 信用事業規程の新旧条文の対照表
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本

(追加〔平成10年規則71号〕、一部改正〔平成15年規則43号・18年98号・19年4号・

22年23号・令和2年65号〕)

(貸付限度額の特例の認可申請)

第4条の6 法第11条の7 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により貸付限度額の特例の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による貸付特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付限度額の特例を受けようとする理由を記載した書類
- (2) 組合員及び他の組合の組合員以外の者への貸付計画を記載した書類
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本

(追加〔平成10年規則71号〕、一部改正〔平成15年規則43号・18年98号・19年4号・22年23号・令和2年65号〕)

(信用供与等限度額の特例の承認申請)

第4条の7 法第11条の14第1項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとするときは、別に定める様式による信用供与等特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信用供与等限度額の特例を受けようとする理由を記載した書類
- (2) 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- (3) 信用の供与等を受ける者の事業概況を記載した書類
- (4) 今後の対応方針を記載した書類

(追加〔平成10年規則71号〕、一部改正〔平成12年規則127号・15年43号・18年98号・19年4号・20年68号・22年23号・令和2年65号〕)

(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の8 法第15条の2第1項 (法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 共済規程謄本
- (2) 総会又は総代会の議事録の謄本
- (3) 定款抄本
- (4) 共済事業計画書
- (5) 共済事業の実施に関する契約の締結が確実であることを証する書類

2 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程変更認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。ただし、法第48条第5項の規定に基づき定款で総会の決議を要しないものと定められた変更に係る申請にあつては、第3号の書類に代えて、理事会の議事録の謄本を添えるものとする。

- (1) 共済規程の変更の理由を記載した書類
- (2) 共済規程の新旧条文の対照表
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本
- (4) 共済事業の実施に関する契約に変更がある場合にあつては、その変更に係る新旧条文の対照表
- (5) 前事業年度の共済事業実績及び申請時の共済契約保有高を記載した書類
- (6) 共済事業計画書

3 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 共済規程の廃止の理由を記載した書類
- (2) 総会又は総代会の議事録の謄本
- (3) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (4) 共済契約保有高を記載した書類及びその処理計画書

4 法第15条の2第3項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済規程変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 共済規程の変更の理由を記載した書類
- (2) 共済規程の新旧条文の対照表
- (3) 理事会の議事録の謄本

（追加〔昭和59年規則53号〕、一部改正〔昭和61年規則56号・平成6年137号・10年71号・15年43号・18年98号・19年4号・20年68号・22年23号・令和2年65号〕）

（信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等）

第4条の9 法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡認可申請書に次に掲げ

る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 理由書
  - (2) 信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会又は総代会の議事録の抄本
  - (3) 信用事業の全部又は一部の譲渡の契約書
  - (4) 法第54条の2第6項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る計算書類
  - (5) 法第54条の2第6項において準用する第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことを証する書類
  - (6) 信用事業の全部又は一部の譲渡をすることについて、異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は信用事業の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書類
  - (7) 信用事業の一部の譲渡を行った後における組合が子会社等（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。）第6条に規定する者をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込み（水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下「省令」という。）第221条第3号ロ又は第222条第3号ロに規定する連結自己資本比率の見込みをいう。以下同じ。）を記載した書類
  - (8) 信用事業の譲渡により組合の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
  - (9) その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲受け認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 理由書
  - (2) 信用事業の全部又は一部の譲受けを決議した総会又は総代会の議事録の抄本
  - (3) 信用事業の全部又は一部の譲受けの契約書
  - (4) 法第54条の2第6項において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る計算書類
  - (5) 法第54条の2第6項において準用する第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことを証する書類

- (6) 信用事業の全部又は一部の譲受けをすることについて、異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は信用事業の譲受けをしてもその者を害するおそれがないことを証する書類
  - (7) 信用事業の全部又は一部の譲受け後における組合の収支及び単体自己資本比率(命令第44条第1項第6号に規定する単体自己資本比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書類
  - (8) 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社(省令第221条第5号又は第222条第5号に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する命令第32条第1項第4号に掲げる書類
  - (9) 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
  - (10) 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(省令第221条第5号又は第222条第5号に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
  - (11) その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡届に次に掲げる書類(法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部の譲渡の認可を受けた組合が届出をする場合には、第7号及び第8号の書類に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 理由書
  - (2) 信用事業の全部の譲渡を決議した総会又は総代会の議事録の抄本
  - (3) 信用事業の全部の譲渡の契約書
  - (4) 法第54条の2第6項において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る計算書類
  - (5) 法第54条の2第6項において準用する第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことを証する書類
  - (6) 信用事業の全部の譲渡をすることについて、異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は信用事業の譲渡

をしてもその者を害するおそれがないことを証する書類

(7) 法第54条の2第4項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告をしたことを証する書類

(8) その他参考となるべき事項を記載した書類

（追加〔平成15年規則43号〕、一部改正〔平成18年規則98号・19年4号・22年23号・令和2年65号〕）

（共済事業の譲渡等の届出）

第4条の10 法第54条の4第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済事業譲渡（共済契約移転）届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1) 譲渡理由書

(2) 譲渡経過報告書

(3) 譲渡契約書

(4) 法第54条の4第3項において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る計算書類

(5) 総会議事録の謄本

(6) 譲渡することについて債権者が異議を述べなかったこと又は債権者が異議を述べたときは法第54条の4第3項において準用する法第54条第2項の手続を経たことを証する書類

（追加〔平成6年規則137号〕、一部改正〔平成10年規則71号・12年127号・15年43号・18年98号・19年4号・22年23号・令和2年65号〕）

（業務報告書の提出）

第4条の11 法第58条の2第1項又は第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項で準用する場合を含む。）の規定により業務報告書を作成したときは、決算に係る総会又は総代会終了後2週間以内に局長に提出しなければならない。

（追加〔平成15年規則43号〕、一部改正〔平成18年規則98号・22年23号・31年33号〕）

（解散の決議の認可の申請）

第5条 法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する解散の決議の認可を申

請しようとするときは、別に定める様式による解散決議認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

- (1) 解散理由書
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 総会議事録の謄本
- (4) 代表清算人の住所、氏名及び経歴の概要を記載した書類

2 法第11条第1項第12号又は第93条第1項第6号の2の事業（以下「共済事業」という。）を行う組合が前項の申請をしようとするときは、申請時の共済契約保有高を記載した書類及びその処理計画書を提出しなければならない。

（一部改正〔昭和46年規則67号・59年53号・平成6年137号・11年84号・15年43号・18年98号・19年4号・20年68号・22年23号・31年33号・令和2年65号〕）

（合併の認可の申請）

第6条 法第69条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する合併の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

- (1) 合併理由書
- (2) 合併経過報告書
- (3) 合併契約書
- (4) 合併を決議した各組合の法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る財産目録又は計算書類
- (5) 合併を決議した各組合の総会議事録の謄本
- (6) 合併後存続する組合の事業計画書
- (7) 法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告（合併を行う組合が公告を官報のほか時事に関する事項を記載した日刊新聞に掲載してした場合における当該組合にあっては、これらの公告）をしたことを証する書類
- (8) 合併することについて債権者が異議を述べたときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書類
- (9) 合併後存続する組合が定款を変更しようとするときは、定款の新旧条文の対照表
- (10) 出資組合と非出資組合が合併しようとするときは、非出資組合の組合員全員が出資を引き受けることを証する書類

2 法第70条第1項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併によって組合を設立しようとするときは、別に定める様式による新設合併認可申請書に前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

- (1) 合併により設立する組合の定款
- (2) 合併により設立する組合の事業計画書
- (3) 設立委員が組合員（準組合員を除く。）、会員（準会員を除く。）である組合の役員又は連合会を構成する会員（準会員を除く。）である組合の役員であることを証する書類
- (4) 設立委員の経歴の概要を記載した書類
- (5) 設立委員会の議事録の謄本
- (6) 合併により設立する組合の役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格及び経歴の概要を記載した書類

3 法第11条第1項第4号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号又は第97条第1項第2号の事業（以下「信用事業」という。）を行う組合は、法第69条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する合併の認可を申請しようとするときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する申請書に第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類（第2号から第4号までに掲げる書類については、法第70条第1項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併によって組合を設立しようとするときに限る。）を添えて、知事等に提出しなければならない。

- (1) 合併後存続する組合又は合併により設立する組合の定款（合併後存続する組合が定款を変更しようとするときは、定款の新旧条文の対照表を含む。）、信用事業規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数又は会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、事務所の位置並びに合併後における単体自己資本比率の見込みを記載した書類
- (2) 設立委員が組合員（準組合員を除く。）、会員（準会員を除く。）である組合の役員又は連合会を構成する会員（準会員を除く。）である組合の役員であることを証する書類
- (3) 設立委員の経歴の概要を記載した書類

- (4) 設立委員会の議事録の謄本
- (5) 合併後存続する組合の役員又は合併により設立する組合の役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格及び経歴の概要を記載した書類
- (6) 合併後存続する組合又は合併により設立する組合が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する命令第32条第1項第4号に掲げる書類
- (7) 合併後存続する組合又は合併により設立する組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- (8) 合併後存続する組合若しくは合併により設立する組合又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- (9) その他参考となるべき事項を記載した書類  
(一部改正〔昭和46年規則67号・平成12年127号・15年43号・18年98号・19年4号・20年68号・31年33号・令和2年65号〕)

#### 第6条の2 削除

(削除〔令和2年規則65号〕)

(権利義務の包括承継の認可申請)

第6条の3 法第91条の2第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第69条第2項の規定により権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による包括承継認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 承継理由書
- (2) 承継経過報告書
- (3) 承継契約書

(追加〔平成6年規則137号〕、一部改正〔平成15年規則43号・18年98号・19年4号・20年68号・22年23号〕)

(漁業生産組合の定款変更等の届出)

第6条の4 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合定款変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 定款の変更の理由を記載した書類

- (2) 定款の新旧条文の対照表
  - (3) 総会の議事録の抄本
- 2 漁業生産組合は、法第85条の2第4項の規定により、成立の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合成立届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。
- (1) 登記事項証明書
  - (2) 定款
  - (3) 漁業生産組合の概要を記載した書類
- 3 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合解散届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。
- (1) 解散理由書
  - (2) 解散及び代表清算人の就職に係る登記事項証明書
  - (3) 財産目録及び貸借対照表
  - (4) 代表清算人の住所、氏名及び経歴の概要を記載した書類
  - (5) 総会の決議による解散にあつては、総会の議事録の謄本
- 4 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合合併届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。
- (1) 登記事項証明書
  - (2) 合併により漁業生産組合を設立した場合にあつては、定款
  - (3) 合併契約書
  - (4) 合併を決議した各漁業生産組合の総会の議事録の謄本
  - (5) 合併後存続する漁業生産組合が定款を変更した場合にあつては、定款の新旧条文の対照表
  - (6) 漁業生産組合の概要を記載した書類
- 5 漁業生産組合は、法第86条の10の規定により組織変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合組織変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。
- (1) 組織変更計画書
  - (2) 登記事項証明書

(3) 総会の議事録の謄本

(追加〔平成31年規則33号〕、一部改正〔令和2年規則65号〕)

(行政庁に対する請求)

第7条 組合員その他の利害関係人が法第43条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により一時理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、別に定める様式による一時理事の職務を行うべき者選任(役員選挙(選任)総会招集)請求書を局長に提出しなければならない。

2 組合員その他の利害関係人が法第43条第3項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、別に定める様式による一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書を局長に提出しなければならない。

3 組合員が法第123条第1項の規定により、業務又は会計の状況の検査を請求しようとするときは、別に定める様式による検査請求書を知事に提出しなければならない。

4 組合員(準組合員及び準会員を除く。)が法第125条第1項(法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により決議、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、別に定める様式による決議(選挙、当選)取消請求書を知事等に提出しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則43号・18年98号・19年4号・20年68号・22年23号・令和2年65号〕)

(総会及び総代会に関する届出)

第8条 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を局長に届け出なければならない。

2 法第47条の3第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により監事が総会を招集したときは、監事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を局長に提出しなければならない。

3 法第47条の3第3項(法第92条第3項において準用する場合を含む。)の規定により理事が総会を招集したときは、理事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を局長に提出しなければならない。

4 組合は、総会又は総代会の終了後2週間以内に別に定める様式による総会(総代会)終

了届に総会（総代会）議事録の謄本を添えて、局長に提出しなければならない。

（一部改正〔昭和46年規則67号・平成6年137号・11年84号・15年43号・18年98号・19年4号・22年23号・令和2年65号〕）

（役員及び総代に関する届出）

第8条の2 役員又は総代の選挙又は選任が行われたときは、組合は、当該選挙又は選任の終了後2週間以内に、役員選挙の場合にあっては次に掲げる書類を、総代選挙の場合にあっては第1号に掲げる書類を、役員選任の場合にあっては第2号に掲げる書類を局長に提出しなければならない。

(1) 別に定める様式による役員（総代）選挙録、役員（総代）選挙投票録及び役員（総代）選挙開票録

(2) 役員の住所、氏名、組合員資格及び経歴の概要を記載した書類

（全部改正〔昭和47年規則57号〕、一部改正〔平成11年規則84号・18年98号・19年4号・22年23号〕）

（役員等の兼職等の認可申請）

第8条の3 法第34条の5第1項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）ただし書の規定による認可を申請しようとするときは、別に定める様式による役員等の兼職（兼業）認可申請書に次に掲げる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1) 兼職又は兼業を必要とする理由書（兼職又は兼業の状態が見込まれる期間を含めて記載されたもの。）

(2) 履歴書

(3) 兼職又は兼業後の組合における日常的業務の処理方法、職制規程及び申請人の当該組合における勤務形態を記載した書類

(4) 他の組合又は法人（以下「他の組合等」という。）の常務に従事しようとする場合は、当該他の組合等における常務の処理方法及び組合と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書類並びに当該他の組合等の定款、最近の業務報告書若しくは営業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

(5) 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合は、当該事業の種類及び方法、当該事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して1年間に

おける取引及び収支の予想を記載した書類

(6) 新たな事業を営もうとする場合は、当該事業の種類及び方法並びに当該事業開始後1年間における取引及び収支の予想を記載した書類

(7) その他局長が必要と認める事項を記載した書類

(追加〔平成10年規則71号〕、一部改正〔平成18年規則98号・19年4号・22年23号〕)

(代表理事等に関する届出)

第9条 組合は理事会の決議により組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)若しくは常務に従事する理事(以下「常務理事」という。)を定めたとき、又は参事若しくは会計主任を選任したときは、2週間以内に別に定める様式による代表理事(常務理事、参事、会計主任)選任届を局長に提出しなければならない。

2 組合は、代表理事若しくは常務理事が退任したとき、又は参事若しくは会計主任を解任したときは、2週間以内に別に定める様式による代表理事(常務理事、参事、会計主任)退任(解任)届を局長に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和46年規則67号・51年47号・61年56号・平成6年137号・18年98号・19年4号・22年23号〕)

第10条及び第11条 削除

(削除〔平定31年規則33号〕)

(組合員からの請求に関する届出)

第12条 組合は、組合員から次に掲げる請求を受けたときは、1週間以内に別に定める様式による総会招集(役員改選、理事、参事、会計主任解任)請求受理届にその請求書を添えて、局長に提出しなければならない。

(1) 法第47条の2第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による総会の招集の請求

(2) 法第42条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による役員の改選の請求

(3) 法第42条第2項(法第92条第3項において準用する場合を含む。)の規定による理事の解任の請求

(4) 法第46条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による参事又は会計主任の解任の請求

(一部改正〔平成11年規則84号・12年127号・15年43号・18年98号・19年4号・22

年23号・令和2年65号] )

(解散の届出)

第13条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第68条第5項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第5項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 解散理由書
- (2) 解散及び代表清算人の就職に係る登記事項証明書
- (3) 代表清算人の住所、氏名及び経歴の概要を記載した書類
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) 別に定める様式による解散時の組合員名簿

2 共済事業を行う組合が前項の届出をしようとするときは、届出時の共済契約保有高を記載した書類及びその処理計画書を提出しなければならない。

3 組合(第1項の組合を除く。次条において同じ。)は、法第68条第1項第1号、第3号若しくは第4号若しくは第5項(これらの規定を法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第1項第1号、第3号若しくは第4号若しくは第5項(これらの規定を法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に第1項第1号から第4号までに掲げる書類(非出資組合にあつては、貸借対照表を除く。)及び解散を決議した総会の議事録の謄本(法第68条第1項第1号(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第1項第1号(法第100条第5項において準用する場合を含む。))の規定による解散の場合に限る。)を添えて、局長に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和47年規則57号・59年53号・61年56号・平成11年84号・15年43号・18年98号・19年4号・20年68号・22年23号・31年33号・令和2年65号〕)

(継続の届出)

第13条の2 組合は、法第68条の3第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により継続したときは、2週間以内に別に定める様式による組合継続届に組合の継続を決議した総会の議事録の謄本及び継続の登記に係る登記事項証明書を添えて、局長に提出しなければならない。

(追加〔令和2年規則65号〕)

(代表清算人の就職届)

第14条 組合は、法第124条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく、代表清算人の就職登記を行い、その登記終了後、2週間以内に別に定める様式による代表清算人就職届に、次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 代表清算人の就職に係る登記事項証明書
- (2) 代表清算人の住所、氏名及び経歴の概要を記載した書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表

2 共済事業を行う組合が前項の届出をしようとするときは、第13条第2項に掲げる書類を提出しなければならない。

(一部改正〔昭和59年規則53号・平成6年137号・211号・11年84号・18年98号・19年4号・22年23号・令和2年65号〕)

(財産処理方法の届出)

第15条 代表清算人は、法第75条第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の財産処分の方法を定め、総会の承認を得たときは、総会終了後1週間以内に別に定める様式による財産処分方法届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 財産処分の方法を記載した書類
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 総会議事録の抄本

(一部改正〔昭和46年規則67号・平成6年137号・11年84号・12年127号・15年43号・18年98号・19年4号・20年68号・22年23号〕)

(登記に関する届出)

第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合(漁業生産組合にあつては、第4号に該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、局長に提出しなければならない)。

- (1) 設立の登記をしたとき。 登記事項証明書
- (2) 合併の登記をしたとき。 登記事項証明書、合併に伴う事務引継書及び事務引継ぎを証する書類
- (3) 解散の登記をしたとき(法第68条第4項若しくは第5項(これらの規定を法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項若しくは第5項(これらの規定を法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散した場合を除く。)。 登記事項証明書

- (4) 清算結了の登記をしたとき。 登記事項証明書及び清算総会議事録の謄本  
(一部改正〔昭和46年規則67号・平成11年84号・15年43号・18年98号・19年4号・  
20年68号・22年23号・31年33号・令和2年65号〕)

(諸届)

第17条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に当該各号に定める届を局長に提出しなければならない。

- (1) 事務所を新設し、移転し、又は廃止したとき。 別に定める様式による事務所新設  
(移転、廃止)届
- (2) 事業の全部若しくは一部を休止し、又は休止していた事業を再開したとき。 別に定める様式による事業休止(開始)届
- (3) 破産手続開始の申立てをしたとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。 別に定める様式による破産手続開始申立(決定)届
- (4) 法第11条第1項第15号、第87条第1項第16号、第93条第1項第9号及び第97条第1項第11号の規定による団体協約を締結し、又はこれを解消したとき。 別に定める様式による団体協約締結(解消)届

(一部改正〔平成11年規則84号・15年43号・16年110号・18年98号・19年4号・22年23号・令和2年65号〕)

(監査の報告)

第18条 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査したときは、監査の日から2週間以内に別に定める様式による監査報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 監査録
- (2) 理事の処理のてん末(処理方針)を記載した書類  
(一部改正〔昭和46年規則67号・61年56号・平成18年98号・19年4号・22年23号〕)

(書類の提出)

第19条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、局長を経由しなければならない。

2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、局長に提出するものにあつては1通、知事に提出するものにあつては2通とする。

(追加〔平成15年規則43号〕、一部改正〔平成18年規則98号・22年23号〕)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 水産業協同組合法施行細則（昭和26年岩手県規則第7号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際現に知事に提出されている組合に係る申請書その他の書類でこの規則に相当規定のあるものは、この規則の規定による申請書その他の書類とみなす。

附 則（昭和46年12月21日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則（昭和47年7月14日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月1日規則第47号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月11日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第56号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第137号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日規則第211号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第71号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第84号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第127号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第43号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第110号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた破産の申立てに係る届出又は報告の義務に関するこの規則による改正前の（中略）水産業協同組合法施行細則（中略）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた破産の宣告に係る届出の義務に関するこの規則による改正前の（中略）水産業協同組合法施行細則（中略）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の（中略）水産業協同組合法施行細則（中略）に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第98号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年1月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月1日規則第68号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にされた共済規程の変更の認可申請に関するこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第23号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第33号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日規則第65号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第24条の規定によりなお従前の例によることとされる出資一口の金額の減少、信用事業の全部若しくは一部の譲

渡若しくは譲受け、共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は合併に関するこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。